

司法制度改革と裁判所へのアクセス

湯 浅 壘 道

問題の所在

私人間で紛争が発生した場合に、裁判を利用してこれを法的に解決しようとする例は、日本では必ずしも多くはない。

企業間の紛争においては、近時では知的財産権関係訴訟の増加¹⁾がみられるものの、一般的には民事訴訟ではなく交渉による互譲や調停といった手段が好まれる傾向にあり、訴訟に至ったとしても、結局和解による解決がなされる場合が少なくない。

労使関係紛争も同様である。労使紛争や職場における差別問題がすぐに訴訟に持ち込まれることが多いアメリカでは、逆に訴訟以外の解決方法を模索するうごきが近年生まれている²⁾。しかし日本では経済情勢の悪化・労働条件の悪化に伴う労使間紛争の増加、労災保険や年金に関する行政処分の変更を求める国民の増加で、労働関係民事・行政通常事件が増えているにもかかわらず、平成元年度の時点での新受事件総数は約1,000件にとどまっており、その後の伸びも鈍い。

このような「裁判嫌い」「裁判回避」の原因については、これまでも諸説が主張されてきた。大別すると、裁判ごとを好まない日本人の法意識に求める説³⁾、過小な弁護士人口・高額な訴訟費用・裁判の遅滞といった制度の不備が原因とする説⁴⁾、陪審制でないこと・裁判官と当事者（代理人）との間で相談が行われることのゆえに予測可能性が高いことを挙げる説⁵⁾等がある。また、司法書士、税理士、行政書士等のいわゆる隣接専門職が、事実上「町の法律家」として紛争予防・紛争解決の機能を一定程度果たしているという実態も看過できない。

しかし、諸説の中でも訴訟に要するコストの高さの主因として常に指摘されてきたのは弁護士人口の少なさである。国際的に見ても、法曹人口の国際比

較において、法曹1人あたりの国民数は、アメリカが約290人、ドイツが約740人、フランスが約1,640人であるのに比較して、日本は約6,300人と突出して多い⁶⁾。さらに深刻なのは弁護士人口の都鄙間格差である。そもそも法曹1人あたりの人口が6,300人というのは、東京都と大阪府を含めた場合の数字であって、ここを除外して計算すると、数字のケタが1つ増えることになる。その理由は簡単で、全国の弁護士の約4割が東京都と大阪府に集中しているからなのである。「数字から見れば、日本の司法制度は、法的サービス提供業務に従事する者のカルテルといえる」⁷⁾というような指摘もあるが、カルテル云々以前に、地域によっては十分なサービスすら提供されていないのが実情であるといえよう。

このような訴訟を通じた裁判所へのアクセスとは性質が異なるが、国民の司法行政・裁判への参加の機会もきわめて限られている。最高裁判所裁判官の国民審査の制度が存在するものの、形骸化が指摘されて久しい。

このような状況は、司法制度改革の推進によって改善が図られるのであろうか。本稿では、特に弁護士人口の増員と裁判手続へのITの導入とによって裁判所へのアクセスは容易になるのかどうかを検討してみることにしたい。

弁護士大幅増員によるアクセスの改善

弁護士偏在の現状

法曹養成制度等改革協議会が平成6年に行った調査結果によれば、法律問題が発生したときに相談する相手として弁護士と回答したのは、複数回答が可能であったにもかかわらず、有効回答の20パーセント強にすぎなかったとのことである⁸⁾。

日弁連の報酬等基準規程⁹⁾によれば、法律相談等

表1 弁護士人口の偏在状況

	昭和38年 弁護士数	昭和40年 人口	弁護士1人 あたり人口	平成10年 弁護士数	平成12年 人口	弁護士1人 あたり人口
青森県	23	1,416,591	61,591	42	1,475,635	35,134
岩手県	23	1,411,118	61,353	38	1,416,198	37,268
東京都	3,242	10,869,244	3,353	7,786	12,059,237	1,549
大阪府	833	6,657,189	7,992	2,368	8,804,806	3,718
和歌山県	35	1,026,975	29,342	61	1,069,839	17,538
鳥取県	26	579,853	22,302	26	613,229	23,586
島根県	24	821,620	34,234	22	761,499	34,614

注：人口は昭和40年と平成12年の国勢調査結果、弁護士1人あたり人口は昭和40年/平成12年の人口を昭和38年/平成10年の弁護士人口で割った値とした。

の場合、初回市民相談料は30分ごとに5,000円から10,000円、一般法律相談の場合は30分ごとに5,000円から25,000円と定められている。短い時間内に的確に要点を弁護士に伝える相談者側の相談手法の巧拙や、相談に対して弁護士が適切な助言を行えるかどうかにもよるが、初回市民相談料にかぎっていえば法外に高額ともいえないであろう。しかし、企業等が顧問弁護士となってもらう場合には顧問料は月額50,000円以上とされており、実際には各種の手数料が加わる。たとえば書面による鑑定は1件100,000円以上である。中小企業やSOHO事業者にとってはかなりの負担となろう。

問題は、弁護士費用もさることながら、身近に相談すべき弁護士がいるとは限らない点にある。

前述したように、日本では弁護士が東京都と大阪府に極端に集中する傾向があり、その結果としてその他の地域では弁護士過疎の状況が生まれている。たとえば、簡易裁判所や地方裁判所支部があるのに管轄地域に弁護士がいない・弁護士が1名というような地域（いわゆる「ゼロワン地域」）は約60カ所に上り¹⁰⁾、都道府県単位でみても法曹1人あたり人口の格差は拡大している。中には弁護士1人あたり人口がかえって以前よりも増えてしまった県もある。

このような実態をふまえて、司法制度改革審議会は、中間報告の時点から、弁護士増員が必要となる理由の一つに「『法の支配』を全国あまねく実現する前提となる弁護士人口の地域的偏在の是正（いわゆる『ゼロワン地域』の解消）の必要性」を挙げて

いた¹¹⁾。

しかし、弁護士を増やせば偏在は本当に解消するのであろうか。既存の弁護士集中地域にますます弁護士が集中し、弁護士間の競争だけが激化するだけでは、国民にとって身近な司法の実現という司法改革の目的の達成には寄与しない。司法試験合格者数が少ないことによる弁護士人口の供給不足はたしかに偏在の一因ではあったかもしれないが、弁護士人口偏在の理由の説明として十分ではないはずである。したがって、まず弁護士人口の偏在の現状と原因を分析する必要がある。

そこで、ここではアグリケート・レベルにおける若干の分析を試み、弁護士人口の偏在の現状について検討してみることにしたい¹²⁾。同時に、隣接専門職の中から司法書士¹³⁾をとりあげ、その人口の分布状況も弁護士と同様であるのか、違うとすればなぜ違うのかという点を検討の対象にしたい。弁護士の人口分布を規定する要素と、司法書士のそれとの相違を明らかにすれば、本当に司法書士等の隣接職種は弁護士を増員すれば不要になるのかという問いにも一定の答えを提示しうるであろうし、弁護士の偏在を解消するための方策も見えてこよう。

弁護士偏在の分析

はじめに、弁護士と司法書士の人口の分布を詳細に検討するために、市域の社会・経済的な状況を表象する変数と、弁護士と司法書士の人口との相関をみることにする。

表2は、全国の市を単位として、市域の弁護士人口、司法書士人口、人口および面積を変数として投入して相関分析を行った結果得られたピアソンの相関係数を示したものである¹⁴⁾ (分析単位からは、東京都の23区は除外した)。

人口および面積の両方について、司法書士数の相関度のほうが弁護士数の相関度を上回っており、司法書士の人数のほうが、市域の人口や面積への相関度が高いことがわかる。特に市域の面積との相関をみると、司法書士の人数との間には一定の相関度が見られるのに対して、弁護士の人数との間には統計的に有意な結果を得られなかった。

次に、市域の弁護士人口、司法書士人口を規定する要因について分析してみることにしよう。

弁護士人口偏在の問題については、これまで「卵が先か、ニワトリが先か」という議論が続いてきた。すなわち、弁護士過疎地ではそもそも法律サービスの依頼者が少ないからサービス提供者である弁護士も少なくなるのか、あるいは弁護士が少ないから依頼者も少ないのかという問題である。しかし、地裁支部、家庭裁判所や簡易裁判所があるのに弁護士がいない、または片手で数えられるほどしかないという地域も実際に存在するという事実は、「法律サービスの需要が少ないから弁護士が少ない」という議論にたぶんに疑義を抱かせるものがある。簡易裁判所の新受事件数は、訴訟、支払督促、調停その他の合計が年間約1,800,000件に達し、地方裁判所の新受事件数の合計を上回っている。訴訟だけ比較してみても「簡易裁判所には事件が少ない、ゆえに弁護士の需要が少ない」とはいえないはずである。

そこで、全国の市を単位として、弁護士人口と司法書士人口をそれぞれ従属変数として、重回帰分析を行った¹⁵⁾ (分析単位からは東京23区を外しているが、これは弁護士過密地である東京23区以外の市域における状況を分析するためである)。独立変数には、市域の人口、経済・社会的状況を表象する銀行預金残高・課税対象所得前年比・住宅着工戸数・事業所数・他市区町村への通勤者数を投入した。また、裁判所の設置状況との関係を見るため簡易裁判所、

表2 全国の市の人口・面積と
弁護士数・司法書士数との相関

	人 口	面 積
弁護士人口	0.67**	0.05
司法書士人口	0.81**	0.08*

** Correlation is significant at the 0.01 level.

* Correlation is significant at the 0.05 level. N=706

表3 弁護士人口、司法書士人口を
従属変数とした重回帰分析結果

	標準化偏回帰係数	
	弁護士	司法書士
人口	0.50**	0.55**
銀行預金残高	0.36**	0.31**
課税対象所得前年比	0.23*	0.07**
住宅着工戸数	-0.36**	0.08**
事業所数	0.13*	0.01*
他市町村への通勤者数	-0.09	0.12**
簡易裁判所	-0.10**	0.08**
家庭裁判所支部・出張所	-0.01*	-0.08**
地方裁判所支部	0.08*	0.16**
地方裁判所	0.45**	0.27**
離婚件数	0.07*	0.21
交通事故発生件数	0.01*	0.06*
刑法犯認知件数	-0.97**	-0.03
(Constant)	-19.1	-45.1
(Adjusted R Square)	0.65	0.74
N	667	667

* p<0.1 ** p<0.01

家庭裁判所支部/出張所、地方裁判所および地方裁判所支部の設置をそれぞれダミー変数として投入し、潜在的な法律サービス需要を表象するものとして離婚件数・交通事故発生件数・刑法犯認知件数を投入した。表3は、その結果を示したものである。

この結果から、弁護士人口の偏在の要因をある程度読みとることができよう。

銀行預金残高、課税対象所得前年比、事業所数がいずれも正の影響を与えていることから、商工業が活発で経済力のある市ほど弁護士が多くなっていることになる。住宅着工戸数は負の影響を与えており、影響の度合いも大きい。他市町村への通勤者数も負の影響を与えており、いわゆるベッドタウンのような新興住宅市域には弁護士が少ないという実情を示

しているようである。潜在的な法律サービス需要は、離婚件数は弁護士人口に正の影響を与え、交通事故発生件数もわずかながら正の影響を与えているが、刑法犯認知件数は逆に負の影響を与えている。

裁判所の設置状況を見ると、簡易裁判所と家庭裁判所支部／出張所が負の影響を与えており、ゼロワン地域が多いという実態が裏付けられている。これに対して司法書士人口の分布の要因は、弁護士とはかなり異なる結果となっていることが注目される。

弁護士と異なるのは、簡易裁判所の設置が正の影響を与えていること、地方裁判所の設置が弁護士ほど大きな影響を与えていないことである。銀行預金残高、課税対象所得前年比、事業所数といった経済的変数の与える影響も、弁護士ほど大きくない。住宅着工戸数、他市区町村への通勤者数が正の影響を与えていることから考えると、住宅が次々に建設され、そこから他の地区へ通勤する住民が多い新興住宅地域における司法書士の分布は弁護士と対照をなしているといえる。

これらの知見を総合すると、弁護士のほうが地域の経済的環境に大きく規定された分布状況を示していることになる。弁護士事務所は、経営的に法人顧客の顧問料や訴額の大きな事件に依存しているといわれるが、商工業が活発で経済力のある市ほど弁護士が多くなっているという分析結果は、それを裏付けているようにも思われる。

また、司法書士法が改正され¹⁶⁾、司法書士に対する簡易裁判所代理権が付与されることとなったが¹⁷⁾、司法書士の分布に簡易裁判所の設置が正の影響を与えていることに鑑みると、実態をふまえた改正と評価できよう。

裁判所におけるIT技術の導入

従来、日本の裁判所における事務処理のOA化、コンピュータ化は、過誤の許されない特殊な業務の性質もあって、他の省庁と比べて遅れが目立っていた。昭和40年代後半から50年代にかけてコンピュー

タ導入による裁判事務の合理化が検討され、最高裁判例の検索システムの構築も試みられたが、実験的なものにとどまっている¹⁸⁾。

その後は各裁判官や書記官レベルで判決書その他の作成にワープロが利用されていたが、この10年余りで判決書作成にパソコンが導入されるようになった。平成12年以降、民事裁判事務処理システム等のシステムが順次各裁判所に導入されている。本稿執筆時点での裁判所におけるIT技術の導入状況は、次の通りである¹⁹⁾。

- ・各裁判官・書記官へのパソコンの配備（1人1台を達成）
- ・裁判部単位での裁判官と書記官の期日進行情報管理の共有
- ・不動産執行・破産などの分野における事件処理システムの開発・導入
- ・民事裁判事務処理システムの導入²⁰⁾
- ・民事訴訟手続におけるテレビ会議システムの導入
- ・全国12国立総合大学付属病院のテレビ会議システムと裁判所のテレビ会議システムを接続した鑑定手続
- ・刑事訴訟手続におけるビデオリンクシステムを利用した遠隔証人尋問
- ・速記のコンピュータによる反訳システム

一般に、市場原理に基づく経済社会の運営に際して、人口過疎地域の住民に対して人口過多地域の住民と完全に同レベルのサービスを同レベルの対価で利用できるように保証することはかなり困難であり、ある程度地域間のサービス格差が生じるのはやむをえない²¹⁾。しかし情報ネットワークは、ネットワークに接続可能な環境であれば場所や時間を問わないという特質を持っており、裁判所におけるITの導入は、このような都鄙間格差を是正する上で大きな可能性を秘めている。

また、裁判手続だけでなく、法律・司法関係において多様な「電子政府」化が進捗しつつある²²⁾。すでに法務省は、平成12年10月に従来の法人代表者の「印鑑証明書」や「資格証明書」に代わる電子的な証明として法務局の登記官が「電子証明書」を発行

する「商業登記に基礎を置く電子認証制度」の運用を開始し、平成13年3月には債権譲渡登記制度をより利用しやすくするため債権譲渡登記の申請をインターネット上で行うことを可能とする「債権譲渡登記オンライン申請制度」の運用を開始している。

もともと、このような法律司法関係の電子化・IT化には問題点も散見される。

たとえば、債権譲渡オンライン申請の場合、申請に際して納付する手数料は、登記印紙で納付することとされており、オンライン申請の場合は予納するために債権譲渡登記所に予納台帳を開設するための「予納届」を提出し、予納額相当の登記印紙を貼付した「予納書」を提出しなければならない。この予納届と予納書の提出は、オンラインですることではできないのである。ということは、オンライン申請をするにも本人または代理人等が登記所に足を運ばなければならないわけで、通常の手続を利用して申請を行うのと手間が変わらなくなってしまう。結局、大量の申請を頻繁に行う者はともかくとして、遠隔地に住んでいる国民や多忙で官公庁の勤務時間帯に出向くことがむずかしい国民にとっては、手数料の予納が必要なオンライン申請にはさほどの利便性はないということになる。

また、債権譲渡登記、質権設定登記等オンライン申請に関しては、本稿執筆時点では、オンライン申請のほうが通常の申請手続よりも若干手数料が高額である²³⁾。

法情報や各種の政府情報は、電子化されればそれで良いという性質のものでない。たとえば、登記にかんしてはすでに昭和63年に不動産登記法および商業登記法の一部を改正する法律²⁴⁾が制定され、登記の電子化をすすめることとされたが、その後10年以上たっても登記の電子化の進行は遅々たるものである。それにはいろいろな理由が考えられるが、電子化された登記はかえって使い勝手が悪い、電子登記は登記の重要な目的である公信力の点で不安がある、といった声も聞かれる。特に、登記制度は、国家機関が公の帳簿に一定事項を登載することによって取引における対抗要件としての効力を生じめるものであるから、その点で不安があるというのは致

命的である。電子化の推進がかえって制度の目的を阻害することのないよう留意する必要がある。

また、研究者・実務家間では法律・判例等のオンライン・リソースの引用法をどうするかという問題も浮上している。たとえば最高裁判所をはじめとする全国の裁判所は判例の速報をWeb上で提供しているが、Webサイトはアドレスの変更やサイトの閉鎖が頻繁であるからWebサイトのURLを表記するだけでは判例の引用として適当ではなく、かといって紙媒体により判例が公刊されるまで判例の引用は差し控えるべきであるとする、電子媒体により判例を迅速に公開する意義が半減することになる。法律文献の電子化・オンライン化が先行しているアメリカにおいては、この問題をめぐってすでに10年近い議論の蓄積があるが²⁵⁾、わが国における引用法については今後の議論が待たれるところである。

おわりに

司法制度改革の動向に対して、近時「経済界、自民党と最高裁、法務省は、相互に妥協と一致を模索している」²⁶⁾というような批判が向けられるようになってきている。このような懸念は審議会による実質的な審議が始まる前から表明されていたが²⁷⁾、特に国民の司法参加実現の象徴ともいえる陪審制度の導入をめぐっては、陪審制度導入に難色を示す最高裁を自民党が側面から援護している観もあった。

司法制度改革は、弁護士に対する競争原理の導入を求める経済界の利益に合致する以上に、国民が現在直面している法律サービスや裁判所への「アクセス障害」の解消に大きく寄与する結果を招来しなければならない。司法制度改革の最終的な目的は、司法制度の改革を通じ、法に基づく公正で透明な手続によって運営される社会への転換をめざすことにある。裁判所へのアクセスの改善にあたっては、常にこの目的を念頭に置くことが求めらよう。

注

1) 知的財産権に関する訴訟は近年増加傾向にあり、また新受事件は東京地裁及び大阪地裁に集中する傾向にある。近

- 時の事件数については、最高裁判所事務総局行政局「知的財産権関係民事事件（全国地方裁判所・第一審）の動き」<http://courtdomino2.courts.go.jp/tokeimisc.nsf/e2cf159e9940cdf249256b7400152dd9/b8f9896fac37e66149256b74001597e1?OpenDocument> (last visited Oct 14, 2002).
- 2) このようなごきと手続を瞥見するものとして、さしあたり Charles B. Craver, *The Use of Non-Judicial Procedures to Resolve Employment Discrimination Claims*, 6 KAN. J. L. & PUB. POL'Y 141 (2001).
 - 3) この点を主張する代表的議論として、川島武宜『日本人の法意識』（岩波書店、1967年）参照。これに対する反論として、ジョン・ヘンリー「裁判嫌いの神話（上）（下）」『法律時報』902号（1978年）14頁以下、907号（1979年）13頁以下。
 - 4) ヘンリー、前注3）、大木雅夫『日本人の法観念——西洋法観念との比較』（東京大学出版会、1983年）159頁以下。
 - 5) マーク・ラムザイヤー「国税庁はなぜ勝つか——『法と経済学』から見た勝訴率」『ジュリスト』934号（1989年）130頁以下、Mark Ramseyer, *The Rational Litigant: Settlement Amounts and Verdict Rates in Japan*, 18 J. LEGAL STUD. 263 (1989).
 - 6) 司法制度改革審議会「司法制度改革審議会中間報告」（2000年）、[at http://www1.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/nakahoukoku.html](http://www1.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/nakahoukoku.html) (last visited Oct 14, 2002)。ただし、法曹1人あたり人口の多さでは韓国のほうが日本を上回っており、韓国の場合は約4600万人の人口に対して法曹人口は約7000人とどまる。韓国の過小な法曹人口の背景については、see Jae Won Kim, *The Ideal and the Reality of the Korean Legal Profession*, 2 ASIAN PAC. L. P. J. 45, 46-64 (2001).
 - 7) マーク・ラムザイヤー『法と経済学』（弘文堂、1990年）、35頁。
 - 8) 最高裁判所「21世紀の司法制度を考える——司法制度改革に関する裁判所の基本的な考え方——」資料11(2001年)、[at http://www.courts.go.jp/pre21/11.gif](http://www.courts.go.jp/pre21/11.gif) (last visited Oct 14, 2002).
 - 9) 日本弁護士連合会会規第38号。
 - 10) ゼロワン地域の一覧は、日本弁護士連合会のサイトを参照。[At http://www.nichibenren.or.jp/jp/katsudo/katsudo/kaso/kaso.html](http://www.nichibenren.or.jp/jp/katsudo/katsudo/kaso/kaso.html) (last visited Oct 14, 2002).
 - 11) 司法制度改革審議会、前注6)。
 - 12) 本稿における分析では一般に公開されているアグリデータ・レベルのデータを用いた。アグリゲート・データを用いる分析にかんする方法的な議論としては、さしあたり Gerald Kramer, *The Ecological Fallacy Revised: Aggregate versus Individual-Level Findings on Economics and Elections and Sociotropic Voting*, 77 AM. P. SCIENCE. REV. 92 (1983).
 - 13) 司法書士とは、他人の嘱託を受けて、登記又は供託に関する手続について代理すること、裁判所、検察庁又は法務局若しくは地方方法務局に提出する書類を作成すること、および法務局又は地方方法務局の長に対する登記又は供託に関する審査請求の手続について代理することを業とする職種であり（司法書士法2条）、弁護士に隣接する専門職の一つである。
 - 14) 弁護士の数は平成9年現在、司法書士の数は平成10年現在、その他の変数は平成10年現在。その他の変数の出典は、国勢調査結果による。
 - 15) 投入した独立変数のうち、課税対象所得額対前年比、住宅着工戸数および郵便貯金残高は『市町村別決算状況調』（地方財務協会）と『地域経済総覧』（東洋経済新報社）、他市区町村への通勤者数は国勢調査結果による。
 - 16) 平成14年5月7日法律第33号（平成15年4月1日施行）。
 - 17) 司法書士法、前注16）、3条。
 - 18) 加藤新太郎「日本の裁判所におけるIT」『法とコンピュータ』19号（2001年）93頁。
 - 19) 小田敬美「司法における情報化と民事訴訟手続の未来」『民事訴訟雑誌47号』（2001年）220頁以下参照。
 - 20) 民事裁判処理システムは、帳簿等の電子化、帳票類作成機能、統計処理機能、郵便料管理機能、法廷等予約機能等を実現するものであり、中でも郵便料管理機能によって、従来切手によって納付・管理していた手数料等の支払いの現金化が可能となっている。
 - 21) 人口の少ない地域は絶対的なサービス需要が少ないために供給も少なくならざるを得ず、その点で何らかの配慮が必要ではあるが、都市—地方格差の是正に際しては公正・公平に十分に留意する必要がある。たとえば、公証人の間では、公証役場の場所によって差がある所得の均衡を図るため、都道府県単位で「経済合同」という制度を組織し、所得の一部または全額を一端プールして均一に再配分しているという。新聞報道によれば公証人全員ではなく、所得が多い元裁判官と元検察官の公証人だけがこの制度に参加しており、元裁判所書記官の公証人は参加していないという。この点で、格差是正が目的とはいうものの、結果としてきわめて不透明な制度になっている。『読売新聞』2001年3月6日。
 - 22) 「電子政府」で提供されるサービスの進捗状況に関しては、総務省行政管理局の「電子政府の総合窓口」サイトから確認が可能である。[At http://www.e-gov.go.jp/](http://www.e-gov.go.jp/) (last visited Oct 14, 2002).
 - 23) 本稿執筆時点では、オンライン申請の場合と通常の申請の場合とでは、次頁のような手数料の差がある。
 - 24) 昭和63年6月11日法律第81号。同法については、渡辺房男「商業・法人登記ブックレスシステムの概要（上）（下）」『登記研究』525号（1991年）49頁以下、526号（1991年）55頁以下を参照。
 - 25) 初期の段階で提唱された引用法としては、さしあたり AAAL Task Force on Citation Format, *AALL Task Force on*

	手数料（下の額に、登記の存続期間1年までごとに1,000円を加算した額）	
債権の個数	通常の手続	オンライン手続
100個以下	6,000円	7,000円
101～1,000個	7,000円	8,000円
1,001～5,000個	10,000円	11,000円
5,001個以上	10,000円に超過個数5,000個までごとに4,000円を加算した額	通常の手続と同じ

出典：法務省 at <http://www.moj.go.jp/MINJI/minji13.html> (last visited Dec 29, 2002).

Citation Formats Report March 1, 1995, 87 L. LIBR. J. 581 (1995).

26) 土田和博 「新自由主義的司法制度改革と憲法原理」『法律時報』905号（2001年）17頁。

27) Setsuo Miyazawa, *The Politics of Judicial Reform in Japan: The Rule of Law at Last*, 1 ASIAN PAC. L. P. J. 88, 118–119 (2001).